

# 山頭火ふるさと館の指定管理者審査基準

## 1 審査基準の位置づけ

山頭火ふるさと館の指定管理候補者を決定するに当たって、施設を管理・運営するのに最適な団体を決定するための基準及び方法等を示したものです。

## 2 審査の視点

審査に関しては、公平かつ客観的に評価するために、「①管理運営に係る基本姿勢（住民の平等な利用）」「②施設の効用の最大限の発揮」「③管理に係る経費の縮減」「④管理を安定して行うための必要な人員」「⑤法令遵守、守秘義務、個人情報保護、情報の公開」「⑥地域への貢献」に対する審査により評価します。

## 3 基本的な審査の考え方

審査に当たっては、上記「2 審査の視点」に対する評価について、点数化したものを加算する総合評価方式を採用することとします。

審査項目の評価点数については、評価項目の6段階評価の合計に、係数を乗じて算出した点数とします。

### (1) 評価項目の「評価」の考え方

評価項目単位の評価は、「0」から「5」までの6段階評価とします。

- ア 特に優れた内容 = 5
- イ 優れた内容 = 4
- ウ 標準的な内容 = 3
- エ 劣った内容 = 2
- オ 非常に劣った内容 = 1
- カ 記述のないもの = 0

### (2) 係数の考え方

審査項目に対する評価点数は、山頭火ふるさと館の特性に応じて設定しています。審査項目における各評価項目に対する評価の合計が、各審査項目の評価点数と同じになるように係数を設定します。

### (3) 提案価格に対する評価点数

最低の提案価格のものが最高の評価点数になるように下記の算式により算定します。

《計算方法》

(申請者内での最低価格/評価対象者の提案価格) × 提案価格の配点(5点)

## 4 合計評価点数と決定方法

- (1) 選定委員会委員1人による申請者の合計評価点数は、前記2の各項目の評価点数の和とします。
- (2) 選定委員会委員全員から獲得した総計評価点数が最も高かった申請者を、優先交渉権者

として選定します。

(3) 前記(2)で総計評価点数の最も高い申請者が2団体以上ある場合(同点の場合)の対応は、次のとおりとします。

① 審査項目(A)の各項目の重要性の高さにより、次のとおり順位をつけます。

② 「前記2の②」>「前記2の③」>「前記2の④」>「前記2の①」>「前記2の⑤」>「前記2の⑥」

③ ②で最も重要性が高いとした「前記2の②」の総計評価点数を計算し、ここの総計評価点数が最も高かった申請者を、指定候補者に特定します。ここでも同点の場合は、前記②により、順次、繰り返します。

(4) 各審査項目において、「提案価格に対する評価」の審査項目に対する評価を除く評価項目が「オール3(標準的な内容)」であったとして算出した評価点数の70%である23.9点を最低評価点数とし、それ以上の評価点数に達しないときは、不採用となります。なお、最低評価点数以上であった場合でも、審査員ごとに各評価項目において6段階評価の「0」、「1」の評価があった場合は、全審査員において協議のうえ、採否を決定する。協議の結果、不採用となった場合は、最低評価点数以上の申請者の中から次点の者をもって、再度全審査員において協議のうえ、採否を決定します。以降、不採用時は、最低評価点数以上の申請者がいる限り繰り返します。